# 1 白井市基幹相談支援センター設置方針

- 1 令和7年4月から基幹相談支援センターを設置する。
- 2 市民の相談の利便性を重視し、場所は市保健福祉センター内(白井中央地域包括支援センター南隣)に設置する。
- 3 運営方法は委託とし、専門職等専従職員を配置する。
- 4 基幹相談支援センターの設置に伴い、指定管理業務(障害者相談支援事業)は規模を縮小し、相談受付・基幹相談へのつなぎを行う。

## 2 役割分担

業務項目	市障害支援係	委託先基幹相談支援センター
① 総合的・専門的な	・窓口での情報提供、相談	・市内全ケースについて、継続支援が必要な事
相談支援の実施	を基幹につなぐ。	例を担当する。
② 地域の相談支 援	・基幹相談支援センターへ	・ 地域の相談機関との連携強化の取組
体制の強化の取組	の指導・後方支援業務	・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等によ
		る専門的な指導、助言
		・ 地域の相談支援事業者の人材育成支援
③ 地域移行·地域 定	・自立支援協議会への出	・自立支援協議会の運営を担当
着の促進の取組	席・運営協力	・地域障がい者等の交流の場等
④ 権利擁護・虐待の	・市長申立、虐待に関する	・成年後見制度利用支援(親族への情報提供や
防止	市の役割 (緊急度判定会議	申立支援・市長申立の必要なケースへの相談
	実施・立入調査等)を担当	支援)の実施
		・虐待の通報受付・解決や改善に向けた個別ケ
		ース対応

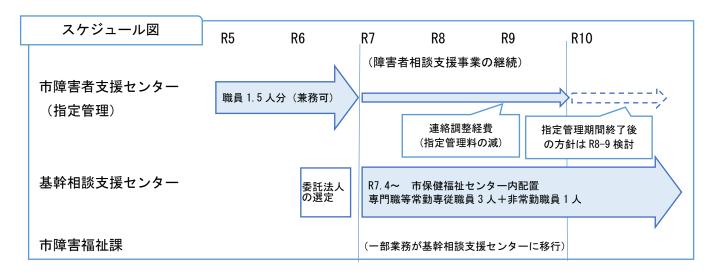
※ その他、課と基幹相談支援センターで定期的に連絡会議を実施し、業務のすりあわせ を行う。

## 3 人員配置

- ●基幹相談支援センター(委託): 専門職等常勤専従3人+非常勤職員1人 (今後詳細を市で決定する)
- ●障害者相談支援事業(指定管理):計画相談を担当している相談支援専門員が、計画相談以外の相談を受け付けた場合に情報提供・助言対応するとともに、継続的支援が必要なケースは基幹相談支援センターにつなぐ。
- ※指定管理終了時(令和8~9年度)に相談受付状況を評価し、障害者相談支援事業 を残す必要性を検討したうえで、令和10年度以降の方針を決定する。

## 4 スケジュール等

一般相談支援事業又は特定相談支援事業を運営している法人であることを条件とし て選定する。



# 参考資料

#### 基幹相談支援センターの業務(障害者総合支援法第77条・地域生活支援事業)

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精 神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

●設置主体・・・(1) 市町村 (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた 般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

